【証明書類について】

- Q1 収入がなくても、市区町村民税の証明(非課税証明書等)が必要ですか?
- ▲ 1「収入がない」という証明として必要です。※収入額の欄に○円、または空欄、*マークで記載され発行されます。役場によっては簡単な申告(口頭又は申告書記入)が必要な場合もあります。
- Q2 今年転勤で引越をしたが、昨年の非課税証明は、前の居住地で取るのですか?
- A2 令和7年1月1日に住民票があった、市区町村役場で発行してもらえます。 ※遠方の場合、郵送でも申請できます。(定額小為替で支払い) 郵送申請については、各市区町村役場のHP等で確認して下さい。
- Q3 昨年、海外に居住、非課税証明が取れない場合はどうすればよいですか?
- A3 令和7年1月1日に国内に住所を持たなかった場合、証明書が取れない為、 提出は不要です。海外に居住していた旨、備考欄に記入して下さい。 令和6年の途中で帰国し発行可能な場合は提出が必要です。 ※役場によっては簡単な申告(口頭又は申告書記入)が必要な場合もあります。
- Q 4 収入はパート収入のみ。非課税証明書のかわりに、源泉徴収票でよいですか?
- A 4 給与以外の収入が他にないかも確認する為に非課税証明書の提出が必要です。
- A5 昨年の収入の調査になりますので、収入O円とご記入下さい。
- Q6 年金は課税証明に載っているもののみ。年金の改定通知書の提出も必要か?
- A6 改定されている金額を確認する為に必要です。
- Q7 農業所得の証明は何を出せばよいですか。
- A 7 税務署の受付印のある確定申告・収支内訳書(農業所得用)のコピー。または 市区町村民税申告のコピー、または市区町村役場発行の「農業所得証明書」

【仕送り証明について】

- Q8 1つの口座で被保険者が通帳で入金し、被扶養者がカードで引き出している。 その通帳のコピーでよいですか?
- A8 被保険者が入金し、被扶養者が引き出していることがわからないので、仕送り の証明としては認められません。
- Q9 息子名義で、息子の家賃を、被保険者(父)が振り込んでいる。 この「振込控え」でよいか?
- A9 息子が家賃を振り込んでいる証明にしかならず、被保険者が息子に仕送りして いる証明とは認められません。